

1.9/27 令和3年度第2回玉名市都市計画審議会及び第1回玉名市景観審議会合同会議

意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
1	第3章全般	中心市街地以外の拠点に対する記述が足りないのではないか	立地適正化計画は用途地域内での市街地集約について位置付ける計画であるため、本計画では基本的な方針程度にとどめる。
2	第7章 7-3 P89	立地適正化計画の中で人口集約をしていくと、その他の区域から人口がいなくなる。そこの兼ね合いを取らないと都市計画マスタープランが成り立たなくなる。	目標人口を30.0人/haから26.0人/haに変更。
3	第6章	定住促進を図るにあたって、性能の良い家を建てることを促進してもらいたい	誘導施策（人口-⑤）に、「窓の断熱改修に対する減税措置」を追記。
4	第1章 17～18行目	項のタイトルが「策定の背景と目的」となっているので、「魅力向上を図る必要があることから」の部分は「魅力向上を図るため」に修正した方が、「目的」を表す表現として適切ではないか。	指摘の通り修正
5	第4章 4-2 本文1行目～2行目 国交省指針等の引用部分	「用途地域内の拠点ごとに望ましい区域像としてコンセプトを設定するとともに立地が望まれる施設を設定することで、区域設定と誘導の考え方を整理します」とあるが、①拠点ごとのコンセプトは、どこに記載されているのか、②立地が望まれる施設がどこに設定されているのか、分からない。 国交省が示している指針や手引きに記載されている考え方が紹介（引用）されているが、これをもって考え方を整理したということであれば、1行目から2行目の文章は不要。ただ、本来、市の計画を立案する以上、指針や手引き等を踏まえた上で、市としての考え方を明記する必要があるのではないか。	該当する文章を削除することで対応
6	第4章 4-3 小見出し（タイトル）	小見出しのタイトルが前ページ（4-2）と同じ 「（1）都市機能誘導区域設定の基本的考え方」となっているが、本計画（素案）の第5章の構成との比較で推察すれば、「（2）都市機能誘導区域の設定方針」の誤りではないか。	指摘の通り修正
7	第4章 4-3 小見出し（タイトル） 本文4行目 4-3～4-6	仮に、小見出しのタイトルが前述の意見のとおりであった場合、ここには「設定方針」を書き込むことになるが、そうすると、ここで本文が「『…望ましい区域像』に該当する箇所を…抽出します」や「…検討を行います」と記載されている部分に違和感がある。 本来、この項においては、市としての「設定方針」を定め、この設定方針を踏まえて、次の項において都市機能誘導区域を「設定」という流れの方が論理的で分かりやすいのではないか。都市機能誘導区域の設定に関する思考の過程は、前回（第1回）審議会で説明されており、書き込むのは、検討した結果の「設定方針」と、その設定方針に基づき都市機能誘導区域を設定する旨の本文及びその区域を示す「区域図」だけで足りるのではないか。	その他、検討、抽出との文言を「設定」に統一

1.9/27 令和3年度第2回玉名市都市計画審議会及び第1回玉名市景観審議会合同会議

意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
8	第4章 4-6 本文1行目から2行目 3行目から4行目	本文1行目から2行目にかけて、「以下の区域設定の考えに基づき、都市機能誘導区域を設定」とあり、3行目から4行目にかけて、「玉名駅周辺都市機能誘導地区については、都市機能誘導区域設定の考えに基づき、以下のとおり設定」とある。前者の「以下の区域設定の考え方」は、玉名駅周辺に限らない全体的な考え方になると思われるので、これは小見出しのタイトル「(1)玉名駅周辺都市機能誘導区域」の前に置くべきではないか。今のままでは前者の「以下」が何を指すのか分かりにくい。	指摘の通り修正
9	第4章 4-7 本文1行目 誘導施設の表	「都市機能誘導地域での目指すべき方向性を踏まえ」とあるが、目指すべき方向性は、本計画(素案)上、どこで示されているのか。 本計画において、都市機能誘導区域は、玉名駅周辺にのみ設定するということを、その理由も含め計画の本文に明記すべきではないか。(4-3にある、「検討を行います」は計画でない)。 そうした場合、表の右欄のタイトルは「玉名駅周辺」ではなく、「新規誘導又は機能維持」にした方が良い。(後述の意見参照)	「第3章での方針を踏まえ…」に修正 誘導施設の記載については全体的に修正
10	第4章 4-10 本文 表	小見出しのタイトルに(3)誘導施設設定の考え方とあり、本文は、誘導「施設の設定理由は以下のとおりとします」となっているが、誘導施設の設定に関する考え方なのか、それとも、4-7の表の欄外にある「新規誘導又は機能維持」についての考え方なのか。後者であれば、一つの表にまとめた方が分かりやすいか。	誘導施設の設定理由のため、変更なし
11	第4章 4-11 本文2行目	「以下の箇所についても、維持誘導すべき施設と整理することで」とあるが、「整理する」の言葉の定義が曖昧であるように感じる。項のタイトルに合わせて、「以下の拠点となる区域についても、維持誘導を目指す施設を設定し」とした方が、計画上の文言としてはより馴染むのではないか。	指摘の通り修正
12	第4章 4-15 本文1行目	小見出しのタイトルに(3)施設設定の考え方とあり、本文は、「施設の設定理由は以下のとおりとします」となっているが、設定する理由なのか、設定した施設のあり方の今後の方向性を示すものなのか、理解しにくい。 後者であれば、4-13~4-14の表と合わせて一つにし、欄名にある「考え方」は「施設の方向性」などとした方が分かりやすい。 (※4-10に関する意見と同じ)	誘導施設の設定理由のため、変更なし (施設定義については削除)
13	第5章 5-2 本文1行目~2行目 国交省指針等の引用部分	居住誘導地域設定の「基本的な考え方」について、国交省の指針や手引きの記載されている考え方を紹介してあるだけで、市としての考え方が示されていない。市の計画を立案するのであるから、市としての考え方を明記すべきではないか。 (※第4章の4-2に関する意見と同じ)	市としての考え方は次頁に既に記載。

1.9/27 令和3年度第2回玉名市都市計画審議会及び第1回玉名市景観審議会合同会議

意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
14	第6章 6-8~6-11	記載されている誘導施策のうち、人口-④や人口-⑤の施策などは、対応箇所が居住誘導地域となっていることで、特定地域への人口集積を誘導する効果を期待できることは理解できる。しかしながら、人口1-①や人口-②の施策などのように、対応箇所が市内全域になっている施策については、当該施策が特定地域への人口集積にどのようにつながるのかを【方針】に記載されている文言から理解することができない。 例えば、人口-⑦の施策の【方針】に記載されている「老朽化する市営住宅の再編を行うにあたり、利便性の高い箇所への集約を検討することで、市街地エリアへの人口誘導を促進する」といったように、対応箇所が市内全域になっている施策をどのように運用することで、特定地域への人口集積を誘導していくのかを明確に記載する必要があるのではないか。	子育て等に対する施策については、集落エリアにおいても同様の支援をすべき事項であるため、対象となる範囲を絞ることができず全市的に対応すべき事項となる。 今後、関係各課と連携を図りながら、特定地域への人口集積を誘導するインセンティブの付与を行う予定。
15	第7章 7-5 本文3行目	「本町においても」は「本市においても」の誤り。	指摘の通り修正
16	第8章 8-50 本文1行目	「町として取り組むべき」は「市として取り組むべき」の誤り。	指摘の通り修正
17	各計画における 基本方針や指針等	SDGsとの紐づけが必要と思われます。アンケート調査でも「住み続けられるまちづくり」について最も関心が高くなっています。各計画の認知度向上のためにもご検討されたい。	誘導施策にSDGsでの17目標のアイコン追記について検討しましたが、立地適正化計画が都市整備についての計画ということもあり、内容が偏るため、記載を見送りました。
18	第6章 6-10 定住化促進	高性能住宅には、補助金の増額を検討していただきたい。例えば、ヒート20、G2グレードに増額することで、国策の2050年カーボンニュートラルに先進的に取り組む、地球温暖化と人にやさしいまちづくりを対外的にもアピールできると思います。	誘導施策（人口-⑤）において、空家の断熱改修に対する減税措置を追記しました。 誘導施策（人口-⑦）において、市営住宅の新設時における環境負荷軽減（太陽光発電等）を追記しました。

1.9/27 令和3年度第2回玉名市都市計画審議会及び第1回玉名市景観審議会合同会議

意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
19	第5章 5-8	<p>鉄道の一部、繁根木川の周辺、高瀬等が区域に指定されているが、ハザードマップで1m～3mの浸水想定区域になっている場所に施設を誘導し、市民を誘導するのは間違っている。</p>	<p>玉名市は菊池川とともに発展してきた歴史を有しており、市街地エリアの多くに浸水想定区域が指定されています。</p> <p>浸水想定区域のすべてを誘導区域から除外すると、市街地エリアに都市機能や居住の誘導ができなくなってしまうといった問題点が発生します。</p> <p>繁根木川周辺や高瀬については、近隣に避難所が整備されており、浸水被害が発生しても避難が容易にできる箇所であることから、人的被害は守れる箇所として誘導区域に含めています。</p>

## 2.10/1 国土交通省協議 意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
1	第2章 2-3	ここで居住誘導区域が説明文にあるのはおかしい	指摘の通り削除
2	第2章 2-20	「出典元：玉名市資料をもとに作成」⇒「玉名市資料」に修正	「玉名市資料」に修正
3	第2章 2-21	都市計画道路の路線番号を見やすいよう修正	路線番号のフォントとサイズを修正
4	第2章 2-25	公共施設の定義補足が必要	「公共施設（市役所、公民館等の建物）」に修正
5	第8章 8-7	PLATEAUは避難所の記載のあるものに修正	指摘の通り修正
6	第8章 8-7	PLATEAUの名称が建物にかぶらないよう名称を移動	指摘の通り修正
7	第8章 8-14	大規模盛土造成地について、他の災害ハザードでは居住誘導区域に含めるか結論が述べられているが、ここはされていない	調査結果を踏まえ、居住誘導区域に含めるか検討する旨を追加
8	第8章 8-19	警察署が浸水の際、機能不全になるか要確認	市で確認し、機能不全にならないとのことであった
9	第8章 8-28	対応の必要性がこの項目だけ、整理されている	該当箇所を削除
10	第8章 8-53	目標数値（防災-⑤）は現時点で目標を達成しているため、状況に応じて計画を見直すべき	指摘の通り削除

3.10/13 第3回玉名市立地適正化計画策定庁内検討会議 意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
1	第1章 1-2	<p>中心市街地「都市機能誘導区域」（玉名駅周辺）へ公共施設集積を図るとありますが、新玉名駅周辺へ公共施設（図書館）を移転した場合、整合性はどのように図りますか？</p> <p>（3-5拠点エリアの求心力向上…新玉名駅周辺で整備を行うにあたっては、新幹線利用者や広域型の商業施設・宿泊施設等を誘導することで中心市街地とは異なる性質の拠点形成を目指します。）</p>	削除
2	第1章 1-4表中	●公共施設適正化配置計画⇒玉名市公共施設適正配置計画	指摘の通り修正
3	第2章 2-25 10行目	維持管理スケジュール⇒整備スケジュール	指摘の通り修正
4	第2章 2-25 11行目	維持管理コスト⇒維持・更新コスト	指摘の通り修正
5	計画書全体	<p>用語解説をした方がいいと思うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「コンパクトプラスネットワーク」</li> <li>●（浸水想定区域）「計画規模」「想定最大規模」</li> <li>●「アンダーパス」←一般の人がわかるならいいが。</li> <li>●「玉名未来づくり研究所」</li> <li>●「パークアンドライド」「キスアンドライド」</li> <li>●「エアリアル」「グリーンインフラ」</li> </ul>	計画書全体を見直し、用語解説を追加
6	第1章 中段	<p>「都市計画マスタープラン」の枠内 「道路や公園、下水道の整備方針を設定」 ⇒「道路や公園、下水道等の都市施設の整備方針を設定」</p>	指摘の通り修正
7	第1章 1-5 (2) 第7章 7-6 2行目	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「しかし玉名市の状況を見ると、旧横島町域と旧天水町域は都市計画区域外となっています。」 ⇒「しかし玉名市の状況を見ると、三ツ川地区、横島地区、天水地区は都市計画区域外となっています。」</li> <li>●「（都市計画区域内＝横島・天水地区を除く市域）」 ⇒「（都市計画区域内＝三ツ川・横島・天水地区を除く市域）」</li> </ul>	指摘の通り修正
8	第2章 2-2 (1) 玉名市全体の動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年の表記の統一 西暦のみ表記しているものと、西暦（和暦）で表記しているものと混在している。（2-20の表記は統一不要か）</li> <li>●2015（平成27）年の65歳以上の高齢人口・高齢化率の確認 「21,004人 31.5%」⇒「20,826人 31.3%」ではないか？ グラフも同様</li> </ul>	指摘の通り修正
9	第2章 2-4 下段枠内 第2章 2-19 下段枠内 第3章 3-9 1行目	<p>【玉名駅周辺での人口集積が必要】</p> <p>6行「玉名駅周辺は、都市計画マスタープランでは中心拠点として位置付けられ…」 ⇒玉名駅周辺自体は「交通拠点」。どの辺まで周辺とするかで、表記を検討する必要がある。</p>	都市拠点と交通拠点を併記
10	第2章 2-9 本文2行目	<p>「…新玉名駅西側の繁根木川沿岸において3.0m以上の…」 ⇒「…新玉名駅西側の繁根木川沿岸において3.0m以上の…」</p>	指摘の通り修正

3.10/13 第3回玉名市立地適正化計画策定庁内検討会議 意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
11	第2章 2-10 図	「③河岸侵食が想定される区域」で、図では境川も河岸侵食が想定されるように見えるが、本文では繁根木川しか触れられていないのはなぜか。	境川についても追記
12	第2章 2-13 本文中	「……路線バスの運行本数が比較的少ない地区と中心市街地を結ぶ交通手段として、乗合タクシーを玉名市が運行しています。」 ⇒「……路線バスの運行本数が比較的少ない地区と中心市街地を結ぶ交通手段として、玉名市が乗合タクシーを運行しています。」もしくは「……路線バスの運行本数が比較的少ない地区と中心市街地を結ぶ交通手段としての乗合タクシーを、玉名市が運行しています。」※文章が素直に読めない。	指摘の通り修正
13	第2章 2-13 本文中	「公共交通の運行状況+人口密度（2040年（令和22年））」 ⇒「公共交通の運行状況+人口密度（2040年（令和22年））」 1行にした方がわかりやすい「+」が違和感。「+」ではなく「及び」では？ちなみに防災指針（P8-26等）の重ね図は「×」で表記してある。	防災指針と同様の表記に変更
14	第2章 2-21 (3) 「都市計画道路の整備状況」	「市内の都市計画道路は19路線あり、そのうち8路線が整備済み、6路線が未整備、5路線が一部未整備となっています。」 ⇒「市内の都市計画道路は19路線あり、そのうち9路線が整備済み、6路線が未整備、4路線が一部未整備となっています。」 ※図の修正も必要	指摘の通り修正
15	第2章 2-22 表【市内の都市計画道路】	岱明玉名線と合計の数値修正 岱明玉名線 改良済：0 概成済：3.75 未整備：0 整備率：100% 合計 改良済：13.26 概成済：19.97 未整備：13.76 整備率：70.72%	指摘の通り修正
16	第7章 7-3～7-4	「居住誘導区域内の人口密度」「路線バス及び乗合タクシーの利用者数」「路線バス及び乗合タクシーに対する支出額」目標値 ⇒一般の市民が一見すると、現状より悪化するように見え、消極的な目標値のように受け取る人がいるかもしれない。何もしなければより悪化するところを、施策の実施により歯止めをかけた上で、より現実的（実行可能な）目標値としたことを説明した方がいいのではないか。	人口は減少するが、人口割合に対する路線バス・乗合タクシーの利用割合の維持を目指すことを明記
17	第3章 3-5～3-6 第6章 6-3	タイトルの「拠点間のネットワーク強化」とあるが、「強化」ではなく「確保」に変更できないか？	指摘の通り修正
18	第3章 3-5	「自動車」→「自家用車」	指摘の通り修正
19	第3章 3-12 図「立地適正化計画での方針」 玉名駅～新玉名駅	「道路網強化と合わせた公共交通の充実を目指します。」とあるが、既に玉名駅～新玉名駅を結ぶ路線バスは、平日は上下合わせて60本以上運行している。今後、他自治体を跨ぐ広域路線は見直しを進めて行く予定であるため、今よりも本数が減る見込みである。よって、「充実」ではなく「確保」に変更できないか？	指摘の通り修正

3.10/13 第3回玉名市立地適正化計画策定庁内検討会議 意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
20	第3章 3-12 図「立地適正化計画での方針」 横島・天水支所～、岱明支所周辺～	「公共交通機能を将来にわたり確保します。」とあるが、乗合タクシーの利用が減り続ければ維持できないおそれがある。住民らによる移動手段の確保（住民による車両の運行）も移動手段の一つになりうるため、「移動手段の確保に努めます。」に変更できないか？	指摘の通り修正
21	第6章 6-3、6-12 公共交通網の強化によるネットワークの形成 交通-②	「玉名駅～新玉名駅間の公共交通利便性強化」とあるが、「強化」ではなく「確保」に変更できないか？	指摘の通り修正
22	第6章 6-3、6-13 公共交通網の強化によるネットワークの形成 交通-③	「玉名駅～各支所の公共交通利便性強化」とあるが、既に岱明・横島支所～玉名駅間は乗合タクシーによる移動を確保しており、天水支所～玉名駅間は令和5年4月に乗合タクシーを導入予定であるため、「強化」ではなく「確保」に変更できないか？	指摘の通り修正
23	第6章 6-11 人口-①	タイトルを「たまな未来創造塾と玉名未来づくり研究所の継続実施」に変更。	指摘の通り修正
24	第6章 6-13 交通-④ 公共交通の再編検討	1行目の「利用実態」とは、自家用車の利用実態？バスの利用実態？人の移動実態？ 地域振興課としては、利用が少ないバス路線は利用が少ない時間帯の減便や路線を廃止したり、乗合タクシーの利用が少ない時間帯は空白の時間帯（運行していない時間帯）に変更したりなど見直しを進める予定である。	「利用実態」は人の移動実態のことを指しており、所管課で進めようとしている方向性と概ね合致している
25	第6章 6-13 交通-⑥	身体上の理由により公共交通を利用することが難しい人のために「外出支援サービス」があるが、自宅と医療機関間の移動にのみ利用できる。しかし、日常生活に必要な買い物等のための支援がなく、通院の場合でも利用回数の制限がある。 身体上の理由で公共交通を利用できない方の日常生活全般に必要な移動手段の確保が必要である。	現段階では買い物等に対する移動手段確保について明記ができないため、継続実施で対応
26	第6章 6-16 空き家	「空き家バンクへの登録勧奨」というより、、、 官民協働による空き家バンクの運用 空き家対策の推進を加速させるべく、民間事業者と連携し玉名圏域定住自立圏の構想市町共同で、多様なニーズに合った遊休不動産等の有効活用事業を展開し、地域づくりと併せて解決に取り組む。	指摘の通り修正
27	第7章 上段	タイトルに「（3）拠点間のネットワーク強化」とあるが、「強化」ではなく「確保」に変更できないか？	指摘の通り修正



3.10/13 第3回玉名市立地適正化計画策定庁内検討会議 意見・指摘事項と対応方針

	該当箇所	意見	対応方針
28	第7章 中段2～4行目	<p>1行目の効果目標に市の支出額を設定しているが、2行目以降は人口減少で公共交通の利用は減るが再編等によって一人当たりの利用回数の増加を目指す旨が記載されているため、効果目標の支出額と説明文が一致しない。</p> <p>利用者数は減っても、バスから乗合タクシーへの切り替え等によって移動手段の確保に努めるため、「路線バス及び乗合タクシーの利用者数は人口減少等により減少する見込みですが、拠点間のネットワークの確保に努めます。」に変更できないか？</p>	指摘の通り修正（予定）